

和歌山の企業が“いますぐ”知っておきたい

今後予定される 『人事労務関連法改正』を 完全マスターする実践講座

～男性の育休取得促進、傷病手当金の通算、育休中の社保料免除、柔軟な働き方、最賃引上げ、社保適用拡大、70歳までの就業機会確保など重要トピックスを解説～

コロナ禍においても、人事労務関連の法改正が着実に実施されています。今年度の通常国会においては、男性の育休取得促進、傷病手当金の通算、育休中の社保料免除について法案が成立しました。また、先般示された「骨太の方針」の原案では、昨年見送られた最低賃金引上げのほか、働き方改革フェーズⅡとしてジョブ型正社員のさらなる普及促進のため、副業・兼業や週休3日などの柔軟な働き方の環境整備がうたわれています。さらに、社会保険適用拡大や70歳までの就業機会確保など、企業に大きな影響を与える法改正も予定されており、自社の状況に応じた対策について今から備えておくことが求められます。

そこで本セミナーでは、労働局で4年にわたり、企業の働き方改革を支援してきた社会保険労務士が、気になる今後の法改正の行方と企業に及ぼす影響と対応策について、事例を挙げてわかりやすく解説します。



日時 令和3年 9月17日(金) 13:30～16:30

会場 和歌山商工会議所 4階 第二会議室
(和歌山市西汀丁36番地 / TEL: 073-422-1111)

受講料 会員 4,000円 一般 8,000円

定員 定員 30人 (定員になり次第締め切ります)

和歌山県経営者協会 (担当: 谷崎)



和歌山市十番丁19番地 Wajima十番丁ビル3階
TEL: 073-431-7376 FAX: 073-422-0416
E-mail: tanizakiy@w-keikyo.com

講師

平松 利麻 氏

(トラヴェシア社会保険労務士事務所代表)

社会保険労務士、産業カウンセラー。

厚生労働省 和歌山労働局で4年間、労働時間削減や年休取得率向上、ハラスメント防止等、県下企業の働き方改革に従事。産業・法律・行政・学術と1人で4つの視点を持つ特長を活かし、セミナーからコンサルティングまで全国各地で幅広い活動を行っている。慶應義塾大学 SFC 研究所 所員 (2019年度～現在) 著書に「事例でわかる外食・小売業の労務戦略」(第一法規 2018) など。



※感染拡大防止対策を行ったうえで開催いたします。場合によっては開催の延期・中止になる可能性もございます。予めご了承下さい

セミナーお申込み FAX : 073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このままFAXにてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)
受講料について (○印)	① 当日持参 ② 銀行振込 銀行振込の場合は開催日前日までに下記口座にお振込みください。 紀陽銀行 本店営業部 普通預金 No.45306 和歌山県経営者協会

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。